

ソフトバンクモバイルを第二種指定電気通信設備に規定すべきです。

電波の利用は国民の共通財であり公平が第一であります。

そのためには一定規模以上の事業者は、同じ土俵で同じルールに則って市場原理に従いサービス競争を行う必要が有ります。